

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課）

制 度 名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	
税 目	法人税 （・沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 ・租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条、第 68 条の 13、 ・第 68 条の 63 ・租税特別措置施行令 第 27 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、 第 39 条の 90 ・租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 2、 第 22 条の 26、第 22 条の 60 の 2）	
要 望 の 内 容	<p>【延長要望】 情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域において、以下の課税の特例の 2 年間延長を要望する。</p> <p>（情報通信産業振興地域） ア 投資税額控除（法人税） ・対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (ア) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8 % (イ) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15 % ・法人税額の 20% が上限額（繰越 4 年）、取得価額の上限額 20 億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>（情報通信産業特別地区） イ 所得控除（法人税）（情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度） ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40% に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後 10 年間）</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (709 百万円) (百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>政策目的 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性、豊富な若年労働者を有するなどの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 そのような中、AI や IoT などの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。 このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>施策の必要性 投資税額控除等の税制インセンティブにより、沖縄における情報通信産業の更なる企業立地促進及び情報通信技術を利用する事業の拡大を促進するとともに、所得控除等によって、情報通信産業の集積を推進する。 それにより、沖縄の地理的特性を活かして、情報通信サービスの安定的提供や海外との円滑な取引等を促進するとともに、ひいては国内企業の事業継続性の確保やアジア市場等へ進出する動きを支援し、日本経済の自律的な成長を図る。</p>									
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1160 539 1361"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1160 1479 1361"> <p>中小企業・地域経済 地域産業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1361 539 1641"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1361 1479 1641"> <p>1.達成目標 ・情報通信関連企業の立地企業数の増加。 ・立地企業による雇用者数の増加。 ・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加。 2.測定指標 ・本制度を活用した企業数の増加 ・本制度を活用した企業による雇用者数の増加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1641 539 1798"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1641 1479 1798"> <p>平成33年3月31日までの2年間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1798 539 2123"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1798 1479 2123"> <p>1.達成目標 ・情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とる。 ・立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とる。 ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする。 2.測定指標 平成33年度までに ・進出後に本制度を活用した企業数 37社 ・進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 地域産業</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>1.達成目標 ・情報通信関連企業の立地企業数の増加。 ・立地企業による雇用者数の増加。 ・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加。 2.測定指標 ・本制度を活用した企業数の増加 ・本制度を活用した企業による雇用者数の増加</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成33年3月31日までの2年間</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>1.達成目標 ・情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とる。 ・立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とる。 ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする。 2.測定指標 平成33年度までに ・進出後に本制度を活用した企業数 37社 ・進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 地域産業</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>1.達成目標 ・情報通信関連企業の立地企業数の増加。 ・立地企業による雇用者数の増加。 ・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加。 2.測定指標 ・本制度を活用した企業数の増加 ・本制度を活用した企業による雇用者数の増加</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成33年3月31日までの2年間</p>									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>1.達成目標 ・情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とる。 ・立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とる。 ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする。 2.測定指標 平成33年度までに ・進出後に本制度を活用した企業数 37社 ・進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人</p>									

		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数、ソフトウェア業の一人当たりの年間売上高については、目標達成に向けて順調に増加している。</p> <table border="1" data-bbox="549 275 1386 618"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数(社)</td> <td>346</td> <td>387</td> <td>427</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(人)</td> <td>25,912</td> <td>26,627</td> <td>28,045</td> <td>29,379</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高</td> <td>1,263</td> <td>1,213</td> <td>1,379</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>立地企業の増加率(%)</td> <td>15.0</td> <td>11.8</td> <td>10.3</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>雇用者数の増加率(%)</td> <td>4.2</td> <td>2.8</td> <td>5.3</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)</td> <td>49.6</td> <td>4.0</td> <td>13.7</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査 ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成 26～27 年までは特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成 28 年は経済センサス(総務省)。</p> <p>本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。</p> <p>達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン実施計画)の目標値に基づき設定する。</p>		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	立地企業数(社)	346	387	427	454	雇用者数(人)	25,912	26,627	28,045	29,379	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,263	1,213	1,379	-	立地企業の増加率(%)	15.0	11.8	10.3	6.3	雇用者数の増加率(%)	4.2	2.8	5.3	4.8	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	49.6	4.0	13.7	-
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度																																		
立地企業数(社)	346	387	427	454																																		
雇用者数(人)	25,912	26,627	28,045	29,379																																		
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,263	1,213	1,379	-																																		
立地企業の増加率(%)	15.0	11.8	10.3	6.3																																		
雇用者数の増加率(%)	4.2	2.8	5.3	4.8																																		
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	49.6	4.0	13.7	-																																		
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>今後は平年度で所得控除 4 件、投資控除税額 18 件の適用を見込む。</p> <p>本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該企業の事業規模拡大やそれに伴う雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することで、沖縄県内における情報通信産業の集積や高付加価値化を促進し、沖縄の自立型経済の発展に向けた拠点形成に貢献する。</p>																																			
	相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>要望の措置の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の資産割の課税標準の特例。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。 <p>なし</p> <p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補</p>																																			

			<p>助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>																							
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1(1)</td> <td style="text-align: center;">1(2)</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1[1]</td> <td style="text-align: center;">1[2]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12(15)</td> <td style="text-align: center;">14(17)</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">521</td> <td style="text-align: center;">430[735]</td> <td style="text-align: center;">536[833]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>適用件数及び控除額欄における括弧内の数字は、前回要望時に見込んだ件数及び金額。</p>			H27年度	H28年度	H29年度	所得控除	適用件数	1	1(1)	1(2)	控除額	1	1[1]	1[2]	投資税額控除	適用件数	11	12(15)	14(17)	控除額	521	430[735]	536[833]
			H27年度	H28年度	H29年度																					
	所得控除	適用件数	1	1(1)	1(2)																					
		控除額	1	1[1]	1[2]																					
	投資税額控除	適用件数	11	12(15)	14(17)																					
控除額		521	430[735]	536[833]																						
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>(過去3年間の適用実態調査結果)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">693</td> <td style="text-align: center;">860</td> <td style="text-align: center;">709</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠条文：42の9、60、68の13、68の63</p>			H26年度	H27年度	H28年度	所得控除	適用件数	0	0	0	控除額	0	0	0	投資税額控除	適用件数	13	15	21	控除額	693	860	709	
		H26年度	H27年度	H28年度																						
所得控除	適用件数	0	0	0																						
	控除額	0	0	0																						
投資税額控除	適用件数	13	15	21																						
	控除額	693	860	709																						
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>情報通信産業振興地域・特区における租税特別措置の適用実績は、平成26年度から平成28年度までの3年間で、投資税額控除で約23億円が活用されている。</p> <p>また、平成26年度の本税制改正(要件緩和等)以降、進出企業数は改正前よりも増えるとともに、雇用者数も順調に推移しており、本特例措置が企業進出・事業展開、ひいては沖縄の情報通信産業の集積に一定程度の効果があったものと推察される。</p> <p>なお、沖縄県が実施したアンケート調査においても、約56%の企業が沖縄の特区地域内で事業展開する決め手として「本税制」を選択しており、本特例措置が企業進出や事業展開のインセンティブ措置として有効に作用していると考えられる。</p>																								
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成33年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出後に本制度を活用した企業数 37社 ・進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人 																								
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時(平成28年度)の最新データである平成27年度実績では、税制活用企業数が13社であったが、平成28年度は21社、平成29年度は15社となっており、一定の進展が見られる。</p> <p>しかしながら、目標達成に向けては、引き続き企業立地や雇用創出等の促進が必要な状況。</p> <p>達成度：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度の適用を受けた企業数</td> <td style="text-align: center;">21社</td> <td style="text-align: center;">15社</td> </tr> <tr> <td>上述の雇用者数の増加</td> <td style="text-align: center;">3,589人</td> <td style="text-align: center;">2,165人</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	本制度の適用を受けた企業数	21社	15社	上述の雇用者数の増加	3,589人	2,165人															
	平成28年度	平成29年度																								
本制度の適用を受けた企業数	21社	15社																								
上述の雇用者数の増加	3,589人	2,165人																								

		<p>所期の目標の変更について 沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「情報関連企業の立地数」及び「情報関連立地企業による雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。 本制度はこれらの計画の実現に寄与するものであり、情報通信関連産業の集積・高度化を通じて、自立型経済の構築を図っていくものである。このため、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<p>平成 10 年 ・ 情報通信産業振興地域の創設 平成 14 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の創設 平成 19 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 （常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和） 平成 24 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・ 特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成 26 年 ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人 5 人） ・ 特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超 100 万円超） 平成 29 年 ・ 2 年間延長</p>